

# 自動車関係税制に関する研究会 開催要綱（案）

## 1. 趣 旨

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められている。平成 22 年度税制改正の議論の過程においても、自動車関係諸税において環境への負荷に応じた措置を行うことが必要とされている。

また、「緑の分権改革」においては「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」を実現するための柱として低炭素型の社会構造への転換を進めることが求められており、環境への負荷に応じた自動車に対する課税のあり方を研究することは、この点にも資することとなる。

これらを踏まえるとともに、納税者の視点から、CO<sub>2</sub> の排出抑制に寄与する自動車に対する簡素な課税のあり方等を検討するため、総務大臣の指示により研究会を開催する。

## 2. 名 称

本研究会の名称は、「自動車関係税制に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

## 3. 研究項目

地球温暖化対策や「緑の分権改革」に資する観点から CO<sub>2</sub> の排出抑制に寄与する車体課税のあり方を検討するとともに、複雑な自動車関係諸税の簡素化等について検討する。

## 4. 構 成 員

別紙のとおり。

## 5. 運 営

- (1) 本研究会は、総務大臣の指示により総務省自治税務局において開催する研究会とする。
- (2) 本研究会に座長を置き、総務大臣があらかじめ指名する。
- (3) 座長は、本研究会を招集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長を代行する者を指名することができる。
- (5) 座長は、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (6) 座長は、必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。
- (7) その他、研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

## 6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治税務局都道府県税課において処理する。